

地区防災計画・地区防災マップ作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 業務名

地区防災計画・地区防災マップ作成業務委託

(2) 業務目的

本業務は、災害対策基本法に基づき、地区居住者等が中心となり「地区防災計画」を作成するにあたり、地域特性や地区居住者等のニーズの把握、ワークショップの運営、専門家（アドバイザー）の派遣、マップ作成補助、計画書作成補助などの支援を行うものである。

(3) 業務実施の背景

従来、防災計画としては国レベルの防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきた。しかし、過去の災害において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識され、その教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、自助及び共助に関する規定が追加された。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進する観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設された（平成 26 年 4 月 1 日施行）。本業務は、いわき市においても、災害対策基本法に基づき、地区居住者等が「地区防災計画」を策定するにあたり、地域特性や地区居住者等のニーズの把握、ワークショップの運営、専門家（アドバイザー）の派遣、計画書作成などの支援を行うものである。

(4) 業務内容

「地区防災計画・地区防災マップ作成業務委託特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）」に記載しているとおり。ただし、契約時に特記仕様書は、受託候補者として選定された企画提案内容に応じて変更することがある。

(5) 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 24 日までとする。

(6) プロポーザル方式を採用する理由及び採用するプロポーザル方式の種別

本業務は、平成 27 年から 2 か年をかけ地域住民や地元関係団体等が防災の視点を交えて行う話合いや地域で行う「まちあるき」、並びに「地区ハザードマップの作成」などをワークショップ形式による取組みを行ってきた防災まちづくり活動支援事業や、地域の自助、共助の取組みを支援し、地域防災力の強化を図る県事業である地域コミュニティ強化事業により地区計画策定を行ってきたこれまでの経過を踏まえ、「逃げ遅れゼロ」、「災害死ゼロ」の危機管理モデル都市を目指す一助として、住民自らが地域の災害リスクや避難方法を再確認するとともに、計画の作成を通じて、地域内での役割や協力体制を構築しながら、地域コミュニティの維持・活性化を図り、「共助力」の強化につながる地域の取組み支援を推奨し、継続して取組んでいくため、地区防災マップ作成、計画策定に関連する専門的な知識及び本業務と同様の業務実績を有する事業者等から、業務策定の手法について広く提案を受け、本業務に最も適した事業者を選定することができる公募型プロポーザル方式を採用する。

2 提案上限額

令和4年度分：1,974千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、上限額を超える見積額を提案した場合は失格とする。

※補足事項：令和5年度以降の業務について

令和5年度以降の業務は、令和4年度に選定した事業者の実施状況、取組み地区住民からの意見聴取し、継続するか否かの検討を行う。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当する者とする。

(1) 一般要件

ア 次の(ア)から(カ)までの要件に該当しないこと。

- (ア) 特別な理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を要しない者及び破産者で復権を得ない者
- (イ) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合においてこれを受けていない者
- (ロ) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びに本市に収めるべき市税を納付していない者
- (ハ) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者
- (ニ) 工事等に関して、保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実のあった日から、2年を経過していない者
- (ホ) 資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ 令和4年度いわき市入札参加資格者の場合、公募開始日から契約締結日までの間に、本市から入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。

(2) 個別要件

ア いわき市入札参加有資格者名簿登録を有する者もしくは登録がない者については、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 法人の公的証明書
- ② 法人の納税証明、財務諸表を示せるもの
- ③ 法人の業務履行時の組織体制を示せるもの
- ④ 暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書
- ⑤ 管理技術者、担当技術者の資格登録証、業務経歴書
- ⑥ その他審査に必要な書類

イ 過去10年間で、国又は地方公共団体が発注した「防災」に関する業務（地域防災、地区防災、防災訓練、防災士等に係る業務）の受託実績があること。

4 プロポーザルの日程

実施内容	実施期間又は期限
募集公告、資料配布開始、質問受付開始	令和4年3月17日（木）

参加申込受付開始	令和4年4月1日(金)
質問受付期間	令和4年3月17日(木)～同年4月5日(火)まで
質問最終回答日	令和4年4月7日(木)
参加表明書提出期限	令和4年4月11日(月)
参加資格審査結果通知	令和4年4月15日(金)
提案書提出期限	令和4年5月13日(金)
プロポーザル審査会 (特定テーマ、実施方針等に対するプレゼンテーション及びヒアリング)	令和4年5月16日(月) 注) 緊急事態宣言(新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項)が発令されている地域からの参加者についてはWEBにより審査するものとする。
結果通知日	令和4年5月20日(金) 予定
契約予定日	令和4年5月下旬

※受付等は、平日の午前9時から午後5時までとし、土・日曜日・祝日は行わない。

5 参加表明書について

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を表明するにあたり、次の書類を提出すること。

参加表明書	様式1：参加表明書
	様式2：会社(団体)概要書
	様式3：会社(団体)業務実績表
	様式4：同意書
	様式5：配置予定技術者(管理技術者・担当技術者)調書
	添付1：法人の公的証明書 ※商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書)など
	添付2：法人の納税証明を示せるもの ※国税、いわき市税(市内に事業所等がある場合)の納税証明書など
	添付3：法人の財務状況を示せるもの ※財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)など
	添付4：管理者技術者及び担当技術者の資格登録証明書(写し)

- ◆財務諸表は、直近のものであること。
- ◆納税証明書については、3か月以内に発行されたものであること。
- ◆令和4年度いわき市入札参加資格者名簿に登録されている者は、添付1から添付3を省略することができる。
- ◆添付書類については、同等の内容確認ができるものであれば了とする。

(2) 提出書類の配布方法
参加表明書等の様式は、本市ホームページからダウンロードすること。
URL <http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1647238609954/index.html>

(3) 提出方法及び提出部数
提出書類は持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）又は宅急便による提出とする。
提出部数は正本が1部、写し1部（写しについては、添付1～4を除く）、また電子メール（saigaitaisaku@city.iwaki.lg.jp）にて提出とする。
本プロポーザルを辞退する場合には、辞退届（様式9）を持参、郵送又は宅急便で提出することとし、その旨を電話により報告するものとする。なお、参加表明書提出後に辞退届を提出せずに辞退した場合で、いわき市入札参加有資格者の場合は指名停止の措置を行う場合がある。

(4) 提出期限
令和4年4月11日（月）必着
※ 受付時間は土・日曜日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先
「12 問い合わせ先」のとおり。

(6) 審査結果の通知
本プロポーザルの参加希望者から提出された書類について、担当課で参加資格の審査を行い、結果を参加希望者の全てに対し電子メールで送付した後、書面により通知する。

6 企画提案書について

(1) 提出書類
参加資格審査を通過した者のみが、企画提案書を提出することができるものとし、次の書類を提出すること。

企 画 提 案 書	様式6：企画提案書
	様式7：見積書
	添付1：業務フロー、業務体制、業務工程表、企画提案テーマ説明資料

※添付資料の様式は自由とする。

※工程表は、令和5年3月までの工程表とする。

(2) 提出方法及び提出部数
提出書類は持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）又は宅急便による提出とする。

提出部数は正本が1部、写し8部、電子メール（saigaitaisaku@city.iwaki.lg.jp）とする。なお、本プロポーザルを辞退する場合には、辞退届（様式9）を持参、郵送又は宅急便で提出することとし、その旨を電話により報告するものとする。

(3) 提出期限
令和4年5月13日（金）必着

- (4) 提出先
「12 問い合わせ先」のとおり。

7 企画提案の審査・選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価は、本市が設置する「地区防災計画・マップ作成業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」において、実施するものとする。

(2) 審査の観点

各提案者から提出された企画提案書等を別表（評価基準）に基づき審査し、総合的な評価が最も高い提案書を「最優秀提案者（契約候補者）」として選定し、次いで評価の高い提案者を「次点」として選定する。

また、評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低点（提案内容評価点の5割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書を提出した者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
詳細は後日、各提案者へ連絡する。

ア 開催予定日

令和4年5月16日（月）※詳細は別途通知

イ 場所

いわき市役所（詳細は別途通知）

※ 緊急事態宣言（新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項）が発令されている期間、地域からの参加についてはWEBにより審査する場合も有る。

ウ 審査体制

審査は、審査委員会が行う。

エ プレゼンテーションへの出席者

本業務を担当予定の配置予定技術者は必ず出席するものとし、出席人数は2人以内とする。

オ 実施方法

- (ア) プレゼンテーションは、企画提案書の説明と表現を補足するための追加説明とし、その後、審査委員会の委員によるヒアリング（質疑応答）を実施する。
- (イ) 実施時間は、1事業者につき30分程度とし、説明時間を15分程度、ヒアリング（質疑応答）を15分程度とする。
なお、実施時間については変更する場合があるが、その際は各提案者へ連絡する。
- (ウ) プレゼンテーションの内容は、事前に提出した提案書に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。
- (エ) プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンは本市で用意する（インターネット接続可）。なお、プロジェクター及びスクリーン、Wi-Fiを使用する場合は、あらかじめ連絡すること。
- (オ) 説明時に、提案者の名称が特定できるような表現及び対応はしないこと。

(4) 結果通知

本プロポーザルの審査結果は、令和4年5月20日（金）以降に提案者の全てに対し電子メールで送付した後、書面により通知する。また、本市のホームページにて「最優秀提案者（契約候補者）」と「次点」を評価点とともに公表する。

8 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問は質問書（様式8）を使用し、令和4年4月5日（火）午後5時までに問い合わせ先まで電子メールで提出することとする（ファイル形式は、Wordとすること。）。質問の内容及び回答は、令和4年4月5日（火）から5月13日（金）までの期間、本市ホームページで公表する。その際には、質問者名は公表しない。

なお、受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しないものとし、また、質問の内容が本プロポーザルによる契約候補者選定に公平を保つことができないと判断した場合には、質問には回答しない。

9 契約の締結

契約の締結にあたっては、次により行うこととする。

(1) 契約の締結方法

本市と本市が選定した最優秀提案者（契約候補者）との間で、提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する（この協議によっては、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある）。

また、最優秀提案者（契約候補者）と協議が整わない場合にあつては、次点と協議のうえ、契約を締結する。

なお、最優秀提案者及び次点の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づいて本市が一般競争入札に参加させないこととした同等以上の処分を受けた場合又は「3 参加資格要件」に合致しないこととなった場合には、契約を締結しないこととする。

(2) 契約書の作成

契約書は、2通作成し、本市及び受託者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税を内書で記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

10 情報公開及び提供

いわき市情報公開条例（以下、「公開条例」という。）に基づき、行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的として市政情報を公開していることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、個人に関する情報や当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるものなど公開条例第7条第1項各号に該当する場合は、開示しない。その他、情報開示にあたっては、公開条例に従って行うものとする。

11 留意事項

- (1) 企画提案にあつては、本実施要領及び特記仕様書を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 一提案者につき一提案とし、複数提案は禁止する。
- (3) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。
- (4) 企画提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (5) 企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (6) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - ア 本要領に示す参加資格要件から外れた者が行った企画提案
 - イ 本要領等の記載内容に従わない企画提案
 - ウ 定められた日時及び場所に提出されなかった企画提案
 - エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案
 - オ 虚偽の記載をした企画提案
- (8) 企画提案に関する提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、本市が本業務に関して必要と認めるものについては、企画提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (9) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。
- (10) 企画提案に関し、本市が提示する書類及び提示する使用は、本企画提案における提案目的以外の使用、複製、転載を禁止する。
- (11) 提案者が不適切な行動をとった場合及びその疑いが生じた等の場合においては、公正に公募型プロポーザルを執行できないと認められるとき、またはその恐れがある場合は、本市は当該提案者を企画提案に参加させず、または公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、後日、一連の企画提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除することがある。

なお、不正行為等により、本市に何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うこともある。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、総合計画等に基づく政策変更、その他不可抗力等により、市は事業計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。このため、選考の過程において前述の事態に至った場合、市は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (13) 本市市勢の動向、及び基礎数字等は、市公式ホームページ等を参照すること。
- (14) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

12 問い合わせ先

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地

いわき市危機管理部災害対策課地域防災係

電話番号：0246-22-1153 メールアドレス saigaitaisaku@city.iwaki.lg.jp

※郵送の場合には、配達完了が確認できる書留郵便等に限る。

※電子メールの場合には、必ず電話にて受理確認を行うこと。

※受付時間は土・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。